

平成27年12月10日

魚沼市議会議長 浅井 守雄 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 12月10日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、行政視察の総括を行い、議会報告会の意見・要望等の取り扱いについて協議した。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市過疎地域自立促進計画（案）について及び魚沼市山村振興計画（案）について執行部から説明を受け、質疑を行った。
また、魚沼市教育大綱の策定について及び個人番号カードの配達状況について報告を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 6 号 地方自治の尊重を求める請願
- (2) 議案第 95 号 魚沼市印鑑条例の一部改正について
- (3) 議案第 96 号 魚沼市税条例等の一部改正について
- (4) 議案第 97 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (5) 議案第 98 号 魚沼市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の制定について
- (6) 議案第 104 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- (7) 議案第 106 号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の変更について

2 調査事件

- (8) 所管事務調査について
 - ・行政視察の総括について
 - ・議会報告会における意見・要望等について
- (9) 閉会中の所管事務等の調査について
- (10) その他
 - ・魚沼市過疎地域自立促進計画（案）について
 - ・魚沼市山村振興計画（案）について

3 日 時 平成 27 年 12 月 10 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 富永三千敏、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 岩井富士夫

7 紹介議員 高野甲子雄

8 説明員 小幡副市長、角家総務課長、酒井企画政策課長、堀沢財政課長、桜井税務課長、佐藤市民課長、青木北部振興事務所長、羽鳥環境課長、栢沢消防長、桑原総務管理室長、森山企画政策室長、仲丸管理収納室長、駒形副参事、山内市民生活室長、高橋主事、山之内消防総務課長

9 書 記 小幡議会事務局長、櫻井議会事務局次長

10 経 過

開 会 (10 : 00)

遠藤委員長 岩井委員より欠席の届け出がありましたので報告します。定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。それでは本委員会に付託されました議案について審査願います。

(1) 請願第6号 地方自治の尊重を求める請願

遠藤委員長 日程第1、請願第6号、地方自治の尊重を求める請願を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。

高野委員 すでにご覧いただいていると思いますので、皆さんこの趣旨についてはご理解いただけていると思いますが、表題にもありますが地方自治の尊重を求める請願であります。今、国と沖縄県の間で辺野古の基地問題で対立が続いております。そういう時にどう解決すべきかということで、この地方自治の尊重を求めるということで請願が出されていると考えております。この関係については、地方自治の理念ということからどうするかという請願でありますので、この出た請願の根拠については、憲法第95条及び地方自治法第1条の2を根拠に、政府は工事を直ちに中止して沖縄県と徹底した話し合いを続け打開をしていただきたい。それが地方自治の尊重ということで憲法に項目が載っており、そのよりどころだということであります。そういうことでこの憲法第95条についてはいわゆるここに書いてありますように、特定の地方公共団体に適用される特別法に住民投票を義務づけております。これについては、地方の優越性をこの条項で憲法的に保障しているということでもあります。もう一つは、地方自治法第1条の2についてもこの自治体の自主性と自立性の尊重を明記しています。これは皆さんお読みいただいていると思いますので読み上げませんが、そういうことであります。そういう中であれば、今、政府が進めている沖縄県に対して粛々と沖縄県民の声を抑えてアメリカ軍基地を建設するということは、この原則からすれば許されないことではないかということから、この地方自治を尊重して沖縄のこの諸問題の解決に当たるように求める。そういう意見書を提出するように求めるということでもありますのでぜひ、地方自治体議員のご理解をいただいて意見書を提出されるようお願いしたいということです。

遠藤委員長 これから、紹介議員に対する質疑を行います。

森山委員 請願者の北魚沼地区平和環境労働組合会議とはどのような組織で構成員は何人ぐらいいるのですか。

高野委員 これについては北魚沼郡地内にある企業・労働組合を中心にした連合体というか、協議体になります。労働組合を中心にした協議体になります。

森山委員 構成員は何人ぐらいいるのですか。

高野委員 1,400名くらいと記憶しています。少し減っているかもしれません。

遠藤委員長 ほかに質疑は、ありませんか。(なし) なければ、これで紹介議員に対する質

疑を終結します。高野議員の退席を求めます。それでは請願第6号の取り扱いですが、国と地方との対決というような大変デリケートな部分を含んでいることから休憩を取りまして取り扱いについて自由討議をしたいと思います。しばらくの間休憩とします。

休 憩（10：05）

（休憩中に自由討議）

再 開（10：10）

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開いたします。ほかに意見等はありませんか。

森山委員 請願第6号につきましては国と県とで係争中の問題でもあり、いろいろな複雑な問題が絡んでいる関係から、もう少し研究・調査して判断をさせていただきたいということとで継続審査の動議を出します。

遠藤委員長 継続審査の動議が出されましたのでこれをお諮りします。本案については、「閉会中の継続審査」とすることに異議ありませんか。（異議なし）よって、請願第6号は閉会中の継続審査とすることに決定されました。

（2）議案第95号 魚沼市印鑑条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第2、議案第95号 魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題とします。
執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

富永委員 コンビに交付での端末機での本人確認について確認させてください。

佐藤市民課長 本人確認につきましては個人番号カードに4ケタの暗証番号を前もって入れてありますので機械にそのカードを入れ、暗証番号を入力しますと本人確認ができるということになります。その後に必要な書類の交付となります。

富永委員 そうするとその場面で本人確認ができると、コンビニの端末と市役所がネットで繋がっていて、データがコンビニの方に送られて、そこで印刷するということだと思んですが、印刷されるときには一旦データがコンビニの端末機に入ってそのデータを印刷するという形になりますけれど、普通であるとデータはそこに残りますが、印刷が終わった後のデータの消去等はどうなりますか。

佐藤市民課長 データについては残らないような方式になっています。

富永委員 コンビニ1カ所に機能を設定した場合の年間の費用はどうか。

佐藤市民課長 年間の費用は、J-LIS（ジェイリス）というところに払う費用が年間300万円、そのほかにコンビニで交付する書類1件につき123円を手数料として支払います。

大屋委員 従来の印鑑カードはコンビニでは使えないと思いますが、窓口サービスでは使えるということですが、窓口サービスの料金とコンビニで個人番号カードを使ってやる場合の

料金は同じか。

佐藤市民課長 窓口と同じ料金になります。

大屋委員 南魚沼市ではどうもコンビニの方が 50 円安いと聞いています。そういう点で魚沼市は窓口サービスとコンビニで取ったのでは同額というふうに認識したしました。各近隣の自治体のそういうところについて調査はしておりますか。

佐藤市民課長 室長が答弁いたします。

山内市民生活室長 今、南魚沼市では自動交付機という形をとりまして、コンビニではなく自動交付機の発行を普及させるために安くしていると聞いています。ほかの自治体でも自動交付機については安くしているところが多いと聞いています。コンビニ交付を実際にしている所につきましても住基カードの普及という意味で安くしていると聞いています。ただマイナンバーカードでコンビニでできるということになりまして、日本全国でそういうコンビニ交付を採用する自治体が増えていきますので、マイナンバーカードの普及というよりも住民のサービス、どこでもとれるという観点と自治体が J-L I S (ジェイリス) に負担金 300 万円、コンビニ側に手数料 1 件 123 円を払う費用を考えますと、魚沼市がコンビニ交付を採用するにあたって料金に差を持たせることについては、メリットがないのではないかという判断で、コンビニでも窓口でも同じ料金設定ということにしています。

大屋委員 今の答弁の中でやはり個人番号カードの普及についてですが、これを促進するという意味で印鑑登録証明書も個人番号カードを交付された方のみがコンビニ等で利用できるかと理解しましたがそのとおりでよろしいですか。

佐藤市民課長 そのとおりです。

遠藤委員長 ほかにありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 95 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。挙手多数であります。よって、議案第 95 号 魚沼市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 96 号 魚沼市税条例等の一部改正について

遠藤委員長 日程第 3、議案第 96 号 魚沼市税条例等の一部改正についてを議題とします。

執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

大屋委員 猶予の条件が従来ですと 50 万円以上というのが、この地方自治法の改正によって条例化され猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ猶予期間が 3 カ月を超える場合にはというふうになっていますが、この 100 万円というのは国が示した額なんではないでしょうか。

桜井税務課長 この規定につきましては地方分権あるいは地域の独自性そういった部分を

勘案して市町村が決めることになっています。国の方がこの 27 年 4 月 1 日から同じく 100 万円、3 カ月となっていますし、県につきましては 9 月の議会に同じ形で提案しています。魚沼市の現在徴収の関係につきまして徴収機構のところで県と魚沼地域の市町で組織を組んでいますので、そこと協議をして徴収機構のほうで徴収する際にばらばらでないように協議を進めまして、県及び国と同じものがないだろうということで今回提案をさせていただいています。

大屋委員　　そうしますと今までやっていた 50 万円以上と 100 万円以上、倍ですが、考え方として猶予を受けようとする人が狭められるのではないかと、今までは 60 万円なり滞納していた人たちが猶予を求めたいというときにはできたわけですが、今度は 100 万円になるとそういう方はできない。こういうふうにはなりませんか。

桜井税務課長　　今まで地方税法で 50 万円という規定がありましたが、滞納額が 50 万円を超えると担保を出さなければいけないということで、猶予をする場合につきましては担保の提供を受けて猶予をすると、50 万円以下につきましては担保が不要なくて猶予をできたということで、その条件を上げまして 100 万円までは担保がなくても猶予できますよという考え方であります。それから猶予をする期間、1 年猶予をする、3 カ月を猶予するという部分で、3 カ月以内の猶予であれば金額に関係なく担保の提供を求めないということで滞納者にとっての要件を緩和しているということであります。

大屋委員　　確認であります但猶予を受けたいという場合、10 万円とか 5 万円とかの場合その申請はできると理解してよろしいか。

桜井税務課長　　10 万円、20 万円につきましては担保を提供しなくても猶予の申請はできるということです。

遠藤委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 96 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 96 号 魚沼市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 97 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

遠藤委員長　　日程第 4、議案第 97 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長　　ありません。

遠藤委員長　　これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 97 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決

することに、ご異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。挙手多数であります。よって、議案第 97 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（５）議案第 98 号 魚沼市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の制定について

遠藤委員長 日程第 5、議案第 98 号 魚沼市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 98 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 98 号 魚沼市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（６）議案第 104 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

遠藤委員長 日程第 6、議案第 104 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 104 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 104 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（７）議案第 106 号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の変更について

遠藤委員長 日程第 7、議案第 106 号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

森山委員 この変更理由の中に、市道脇に敷設することになっていたがということで道路中央

に埋設とあるが、多分同じ時期にFM魚沼も同じような工事をする必要があったのかなという気がしていたがそれとは全く関係のない話だったのでしょうか。

栢沢消防長 FM魚沼の電源と通信線とデジタル無線の工事は同一埋設です。

森山委員 そうしますと同じ工事ですと逆にいえば執行予算は下がる気がするんですがそうはならなかったのか。それは、同じ工事の中にデジタル無線のケーブルとか電源、一緒にFMも供用するということの話だったと思うんですが、そうした場合費用の按分になるんで逆にいえば予算が膨らむ理由にならないのではないかということです。

栢沢消防長 そのFMも当工事の中に含まれていて按分はいたしておりません。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を結びます。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第106号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第106号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。日程第8 所管事務調査につきましては、委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第10 その他を先にし、その後に、日程第8を協議することに、ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(10) その他

・魚沼市過疎地域自立促進計画(案)について

遠藤委員長 日程第10 その他 を議題といたします。資料が配付されておりますので、順次、執行部に説明を求めます。なお、本日は、説明等を聞くにとどめ、今後、必要において、所管事務調査をしていくこととしたいと思いますので、よろしくお願いします。酒井企画政策課長より説明を求めます。

酒井企画政策課長 それでは、魚沼市過疎地域自立促進計画(案)について説明させていただきます。計画策定の趣旨であります、現計画につきましては平成22年から平成27年度までの6年間の計画期間として進めております。今年度で計画期間が切れること、またそれに伴いまして、平成24年6月に東日本大震災の影響により、過疎法の期限内において総合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じたことから、法の期限を延長させる必要があるとして、失効期限を平成32年度まで5年間延長する一部改正法が施行されました。これに伴いまして、過疎地域の自立促進のための特別措置の多くは、過疎法第6条に定められている過疎地域自立促進市町村計画の策定により適用されることなどから、本年度に新たに過疎計画を策定するものです。この過疎計画につきましては議会の議決が必要であることから次の定例会に提案をさせていただきます。計画策定の方針につきましては、過疎計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である第二次魚沼市総合計画の方向性や、まち・ひと・しごと創生総合戦略に即して、市の各分野における各種計画との整合性にも配慮し、改正過疎法や新潟県過疎地域自立促進方針などの基本的事項に沿って、本市が抱える諸課題を克服することを最優先に事業展開を図っていくこととし、過

疎法に基づく特別措置を効率的かつ有効的に活用することを基本として策定するものとしております。計画の策定期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年としております。今後のスケジュールについては、今回説明をさせていただきまして現在、県と事前協議、パブリックコメントを実施中です。それが終了次第にその意見を踏まえまして、市の最終案としまして県と正式協議に入っていきます。その後、県との協議を踏まえたうえで 2 月の定例会のほうに提出したいと予定しております。（別紙資料「魚沼市過疎地域自立促進計画（案）」により説明）

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員　7 ページに主要公共施設等の整備状況が出ているんですが、当市の場合は冬期間の雪国除雪の問題がかなり全体の問題に関わってくると思うんで、この市町村道においての冬期の除雪のパーセンテージ等も出すべきでないかと思うんですがいかがですか。

酒井企画政策課長　これについては県の方針に沿ってつくることになっていますので、それに基づくこういう格好になるのではないかと考えております。独自のものまでを必要であれば入れることは可能ではあると思います。

大屋委員　計画で、すごくたくさん事業があつて、これに載せておかないと過疎債を借りられないというのがあるんですが、大枠としてどれくらいの金額になるかということは把握されていますか。

酒井企画政策課長　過疎債全体については今答弁できません。この事業費については、別に参考資料をつくりますのでそこで示します。ただ、市全体で過疎債の限度額はどれだけかということは確認をしないとわかりませんのでそれについてはまた調べさせていただきます。

遠藤委員長　本件につきましては今日は説明等を聞き置く程度ということですので今後、必要において、所管事務調査をしていくこととしたいと思います。本件につきましては以上としたいと思いますよろしくお願いします。（はい）そのようにさせていただきます。

・魚沼市山村振興計画（案）について

遠藤委員長　次に、魚沼市山村振興計画（案）について、酒井企画政策課長より説明を求めます。

酒井企画政策課長　魚沼市山村振興計画（案）について説明させていただきます。まず、策定の趣旨であります。魚沼市においては平成 18 年度に従前に策定されていた山村振興計画を魚沼市山村振興計画としていました。これを引き続き山村における定住等を促進することが必要であることから、本年度新たに山村振興計画を策定するものです。これまでの山村振興計画は平成 18 年度から平成 26 年度となっています。今度新たに平成 28 年度から平成 36 年度までの 9 年間とするものです。これについては、平成 27 年 3 月に産業振興の推進等に係る規定等の追加のほか、失効期限を平成 36 年度までの 10 年間延長する一部改正法が施行されたことに伴って実施するものであります。策定に当たりましては、第二次魚沼市総合計画の方向性に即し、市の各分野における各種計画との整合性にも配慮し、改正山村振興法や新潟県山村振興基本方針などの基本的事項に沿って、本市が抱える諸課

題を克服することを最優先に事業展開を図っていくこととし、山村振興法に基づく特別措置を効率的かつ有効的に活用することを基本として策定するものであります。策定スケジュールにつきましては議会の議決は必要とされていませんので、この後パブリックコメント手続きにより市民意見の反映も行い、最終案について議会に説明をさせていただきます。これもおおむね過疎計画と同じスケジュールで進める予定としています。（別紙資料「魚沼市山村振興計画（案）」により説明）

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）本日は説明を受けたということで本件については以上としたいと思いますよろしいでしょうか。（はい）そのように決定しました。執行部から、その他報告事項等はありませんか。

角家総務課長　魚沼市教育大綱の策定について報告させていただきます。昨年6月に地方教育行政の組織運営委に関する法律、通称で地教行法の一部改正によりまして教育委員会組織の見直しとあわせて、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等が行われ、本市においてもこれに伴う関連条例の改正を行ったところです。地教行法の改正により、地方公共団体の長にあっては、新たに設置した市長と教育委員会により構成する「総合教育会議」での協議を経て、地方公共団体の「教育大綱」を定めることとしております。今年度これを受けまして、この間3回の総合教育会議を経まして、本市の子育て、教育施策の根幹であります「魚沼市子育てビジョン」を「魚沼市教育大綱」として位置づけ、制定することといたしておりますので、ご報告させていただきます。なお、制定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としているほか、総合教育会議については原則として会議内容を公開するものとされておりますので、市のホームページでも議事録を公表しておりますので、あわせてご報告いたします。

遠藤委員長　魚沼市総合教育会議ということで所管が総務課ということでして福祉文教委員会と二つにまたがっている部分もございますが、総務委員会の立場として質疑等ありませんか。よろしいですか。（はい）本日は報告ということで締めさせていただきます。ほかにありませんか。

佐藤市民課長　魚沼市内の個人番号通知カードの配達状況についてご報告いたします。郵便局に納入された数が1万3,416通であります。11月末までに全数が配達されました。不在等により郵便局保管期間が過ぎたものについては、市民課に返され、市民課から再度世帯主本人に通知し、所定の手続きをとることになっています。12月8日現在の返戻数は544件、内61件は本人に渡し、内9件は拒否となっています。窓口での個人番号カードの交付申請件数は41件となっています。魚沼市全体の交付件数については、国のポータルサイトでまだ公表されていないので、わかりませんが、その後、公表されると思われます。

遠藤委員長　ただいま、佐藤市民課長より個人番号通知カードの配達状況について報告がありました。これについて質疑等はありませんか。（なし）質疑を終結します。この後は委員会内部の協議になりますので執行部の方々は、退席をお願いいたします。しばらくの間休憩します。

休　　憩（10：50）

(執行部退席)

再開 (11:05)

(8) 所管事務調査について

・行政視察の総括について

遠藤委員長 休憩を解き、会議を再開します。日程第8、所管事務調査についてを議題とします。まずは、行政視察の総括を議題といたします。先般の行政視察はお疲れ様でした。資料配付がありますので事務局より説明を求めます。

櫻井議会事務局次長 (別紙資料「行政視察報告書」により説明)

遠藤委員長 ただいま、事務局からの説明がありました。行政視察前に視察のテーマ別に各委員に担当を割り振らせていただき報告書(総括)をお願いしておりましたが、今程事務局より説明のとおりであります。行政視察の総括につきましては、本報告書のとおりとさせていただきます配付をもって総括とさせていただきたいと思いますがご異議ありませんか。(異議なし) そのように決しました。

・議会報告会における意見・要望等について

遠藤委員長 次に、議会報告会における意見・要望等について議題といたします。11月26日の議会報告会実行委員会での取りまとめにより、議長へ報告がなされた総務委員会の所管となったものの「意見・要望」について、12月4日の本会議終了後に各委員お集まりいただき、非公式ではありましたが、その取り扱いの区分を、配布資料のとおり仕分けしていただきました。配付の「平成27年第2回議会報告会 意見・要望取り扱い区分」に基づき、これより検討願います。当委員会の該当は、No.7からNo.22の16件です。このうち区分「A」のNo.7、9、11、12、18、19の6項目について、検討します。しばらくの間休憩し、委員間の自由討議より、取り扱い等を協議したいと思います。

休憩 (11:09)

(休憩中に要望等事項について自由討議)

再開 (11:28)

遠藤委員長 休憩を解き、会議を再開します。休憩中に意見交換等で協議いただきましたが、取り扱いの「A」区分の6項目でしたが、No.14につきましては県との情報をいただきながら取り組むべき課題ということで「A」の方に挙げさせていただきました。「北部振興事務所、小出郷文化会館、空き家対策、地方交付税の減額対策、定住自立

圏構想、人口減少対策」そして富永委員から提案のありました公共ごみ処理施設の運営等について、当委員会の重要な審査事項でありますので、委員会として、これらの意見等を踏まえ、スケジュール等を考慮しながら、今後も引き続き慎重に審査していくこととし、まとめさせていただきたいと思いますがご異議ありませんか。(異議なし) そのように決しました。

(9) 閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長 日程第9、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。

本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出したいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。その他、委員のみなさんから、ご意見・協議事項等はありませんか。

森山委員 行政視察報告書は全議員に配付されると思うがほかの委員会も同じ形でやるのか確認願います。

遠藤委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩 (11:30)

(懇談的に意見交換)

再 開 (11:32)

遠藤委員長 その他、委員のみなさんから、ご意見・協議事項等はありませんか。(なし)
本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉 会 (11:32)